

浅田訴訟と天海訴訟の判決 の違いにみる政策意図

2022年1月19日

日本障害者センター 事務局次長

山崎 光弘

1. 浅田訴訟と天海訴訟の判決の比較①

		浅田訴訟	天海訴訟
障害福祉サービスの打ち切り	判断	違法	適法
	条件	看過できない事実誤認に基づく判断や社会通念上に照らして明らかに合理性を欠く場合	要介護認定申請に協力しない場合
訪問介護（介護）と居宅介護（障害）は相当するか	判断	相当するとは言えない	相当する
	理由	訪問介護（介護）と居宅介護（障害）のサービスには内容に違いがある 利用者負担も異なる	訪問介護（介護）と居宅介護（障害）の法文はほぼ同じ 自己負担は理由にならない
法7条（「できるとき」規定／二重給付）について	判断	二重給付にはならない	「できるとき」規定の対象
	理由	法7条は二重給付の調整規定であり、要介護認定の申請をしていないので、二重給付が生じることはない。	要介護認定に申請していないという理由で、この規定の対象除外とすれば、制度の選択を許すことになる。これは、 社会保険優先の日本の社会保障の基本的考えに反する。
適用関係通知について	—	裁量権逸脱の理由の一つ	言及なし

2. 浅田訴訟と天海訴訟の判決の比較②

		浅田訴訟	天海訴訟
「基本合意」について	—	裁量権逸脱の理由の一つ	言及なし
「他の者との公平性」について	—	当事者の生活実態を加味	前提
		利用者の生活状況や介護保険への申請をせず、自立支援給付にした経緯を考慮し、他の利用者との公平性を加味してもなお、自立支援給付を行わないこと不相当であるといえる場合、…「できるとき」には当たらない。	—
社会保障の基本について	—	言及なし	前提

3. 「自助・共助・公助」（社会保険方式）に係る歴史

「50年勧告：社会保障制度に関する勧告」（社会保障審議会、1950年10月）

- 社会保障の中心・・・社会保険制度
しかし、保険制度のみをもってしては救済し得ない困窮者は不幸にして決して少なくない。
➡救貧制度・社会福祉制度・公衆衛生に係る制度は別途必要
- 「憲法25条は…国民には生存権があり、国家には生活保障の義務があるという意である。」

公的責任に基づく社会
保障制度



「95年勧告：社会保障体制の再構築」（社会保障制度審議会、1995年7月）

- 「社会保障制度は、みんなのためにみんなで作り、みんなで支えていくものとして、21世紀の社会連帯のあかしとしなければならない。これこそ今日における、そして21世紀における社会保障の基本理念である。」

社会保険（「共助」）
に基づく社会保障制度

「今後の社会保障の在り方について」（今後の社会保障の在り方に関する懇談会、2006年5月）

- 全ての国民が社会的、経済的、精神的な自立を図る観点から、
 - ① 自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという「自助」を基本として、
 - ② これを生活のリスクを相互に分散する「共助」が補完し、
 - ③ その上で、自助や共助では対応できない困窮などの状況に対し、所得や生活水準・家庭状況などの受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などを「公助」として位置付ける。

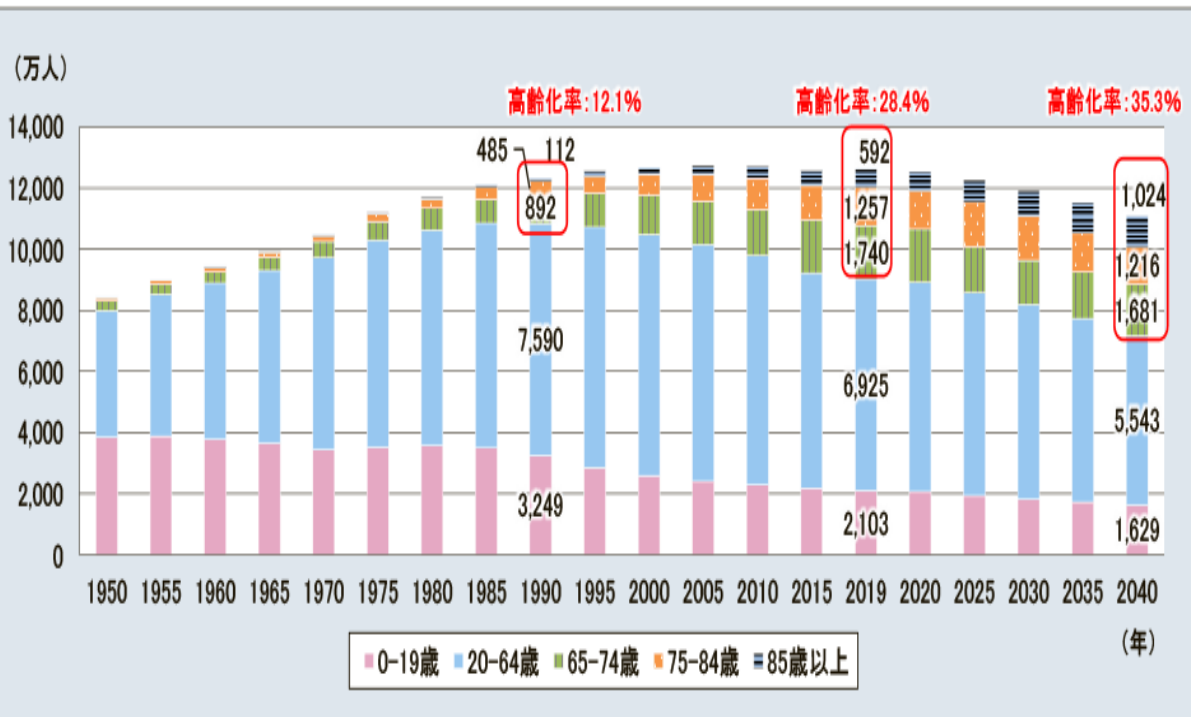


「自助・共助・
公助」

★ 「共助」
= 「自助」の共同化

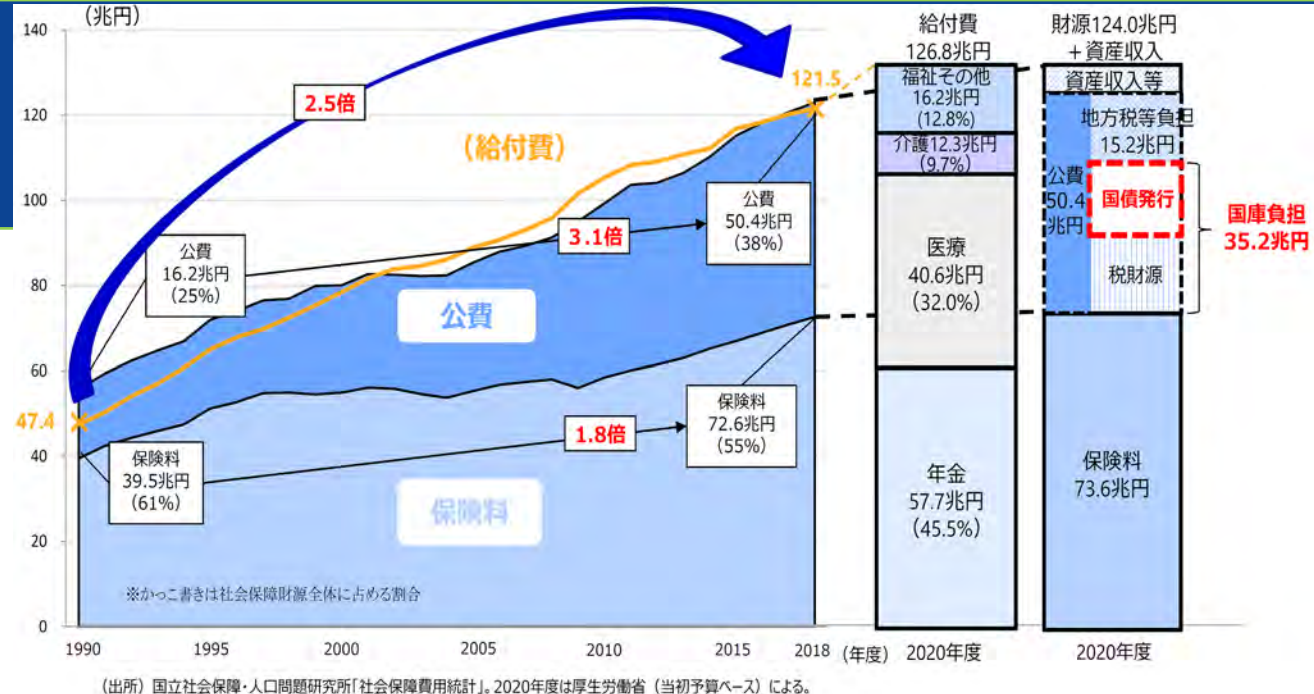
4. 政府の主張

図表 1-1-1 人口の長期推移

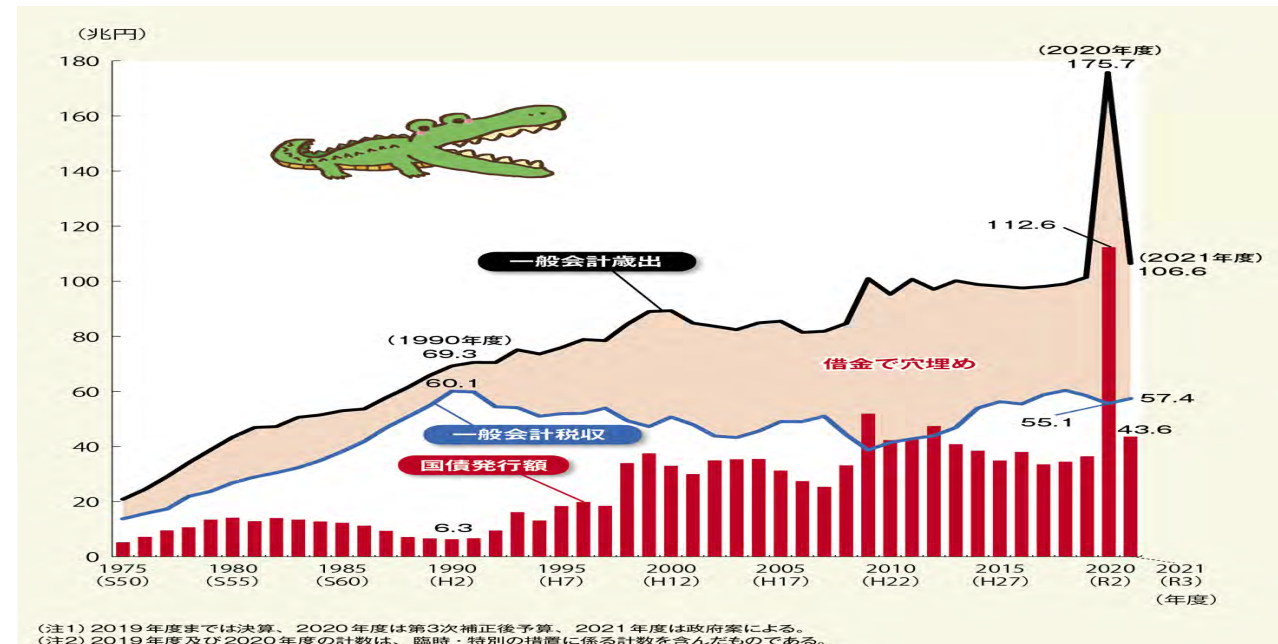


厚生労働省「令和2年度版厚生労働白書」、2020年。

財務省「令和3年度予算の編成等に関する建議」
負担と受益のアンバランスが＝我が国財政悪化の最大の要因
 ＊支え手を増やし成長への取組を行っても、この不均衡は更に拡大
 →制度の持続可能性を確保するための改革が急務
 ＝全世代型への転換



財政制度分科会「社会保障」、財務省、2021年4月。

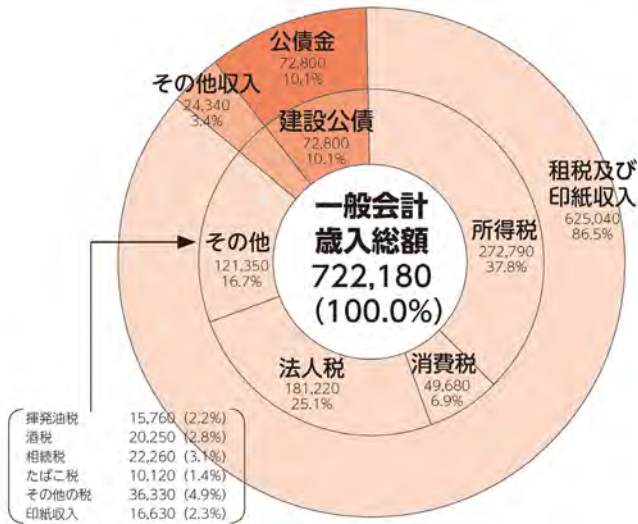


財政はどれくらい借金に依存しているか」, <https://www.mof.go.jp/zaisei/current-situation/situation-dependent.html>, 2021年6月9日アクセス。

5. 一般会計税収の比較と実質GDPの推移

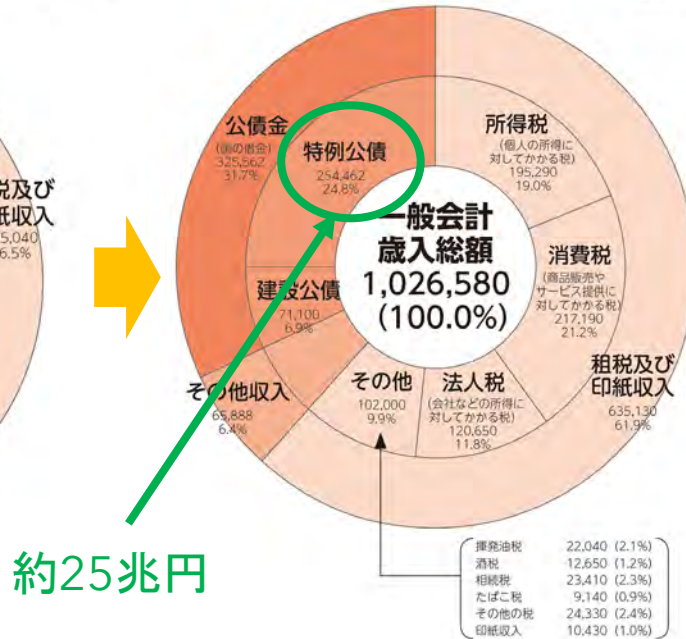
平成4年度一般会計当初予算(歳入)

(単位: 億円)



令和2年度一般会計当初予算(歳入)

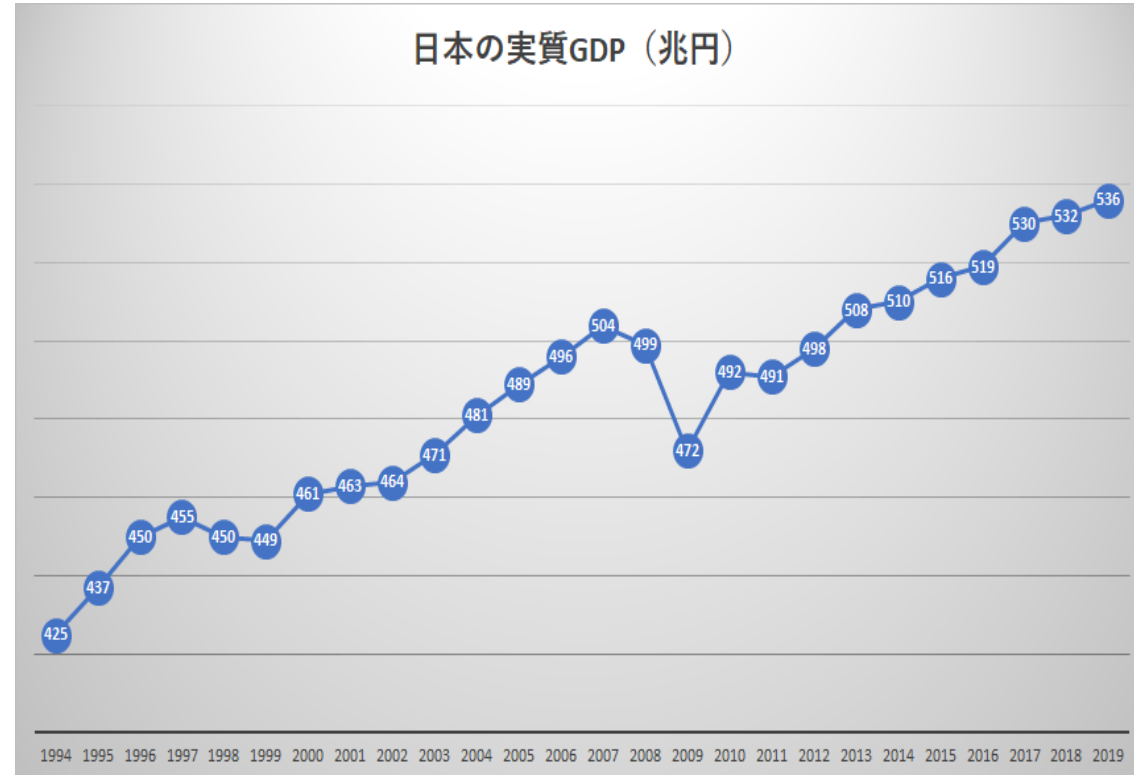
(単位: 億円)



約25兆円

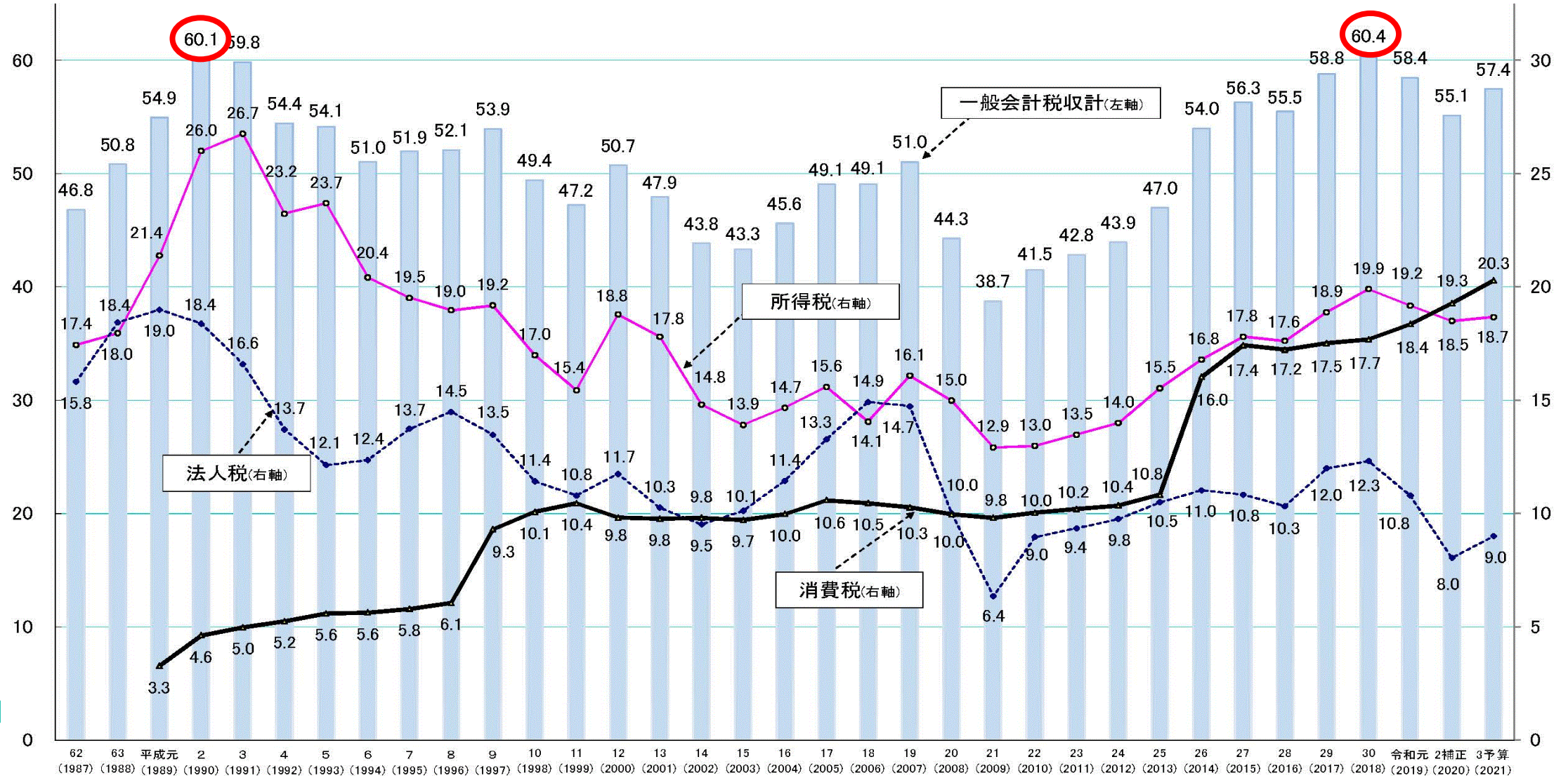
出典: 宮城県租税教育推進協議会、仙台国税局「私たちの暮らしと税 令和2年度版」、2020年

日本の実質GDP (兆円)



出典: 日本と愉快な仲間たち「日本のGDP! 成長率の推移を一覧と折れ線グラフで!」、2020年2月22日
<https://japanandworld.net/economy/2603/>、2022年1月11日アクセス

6. 一般会計税収と税収構成の推移



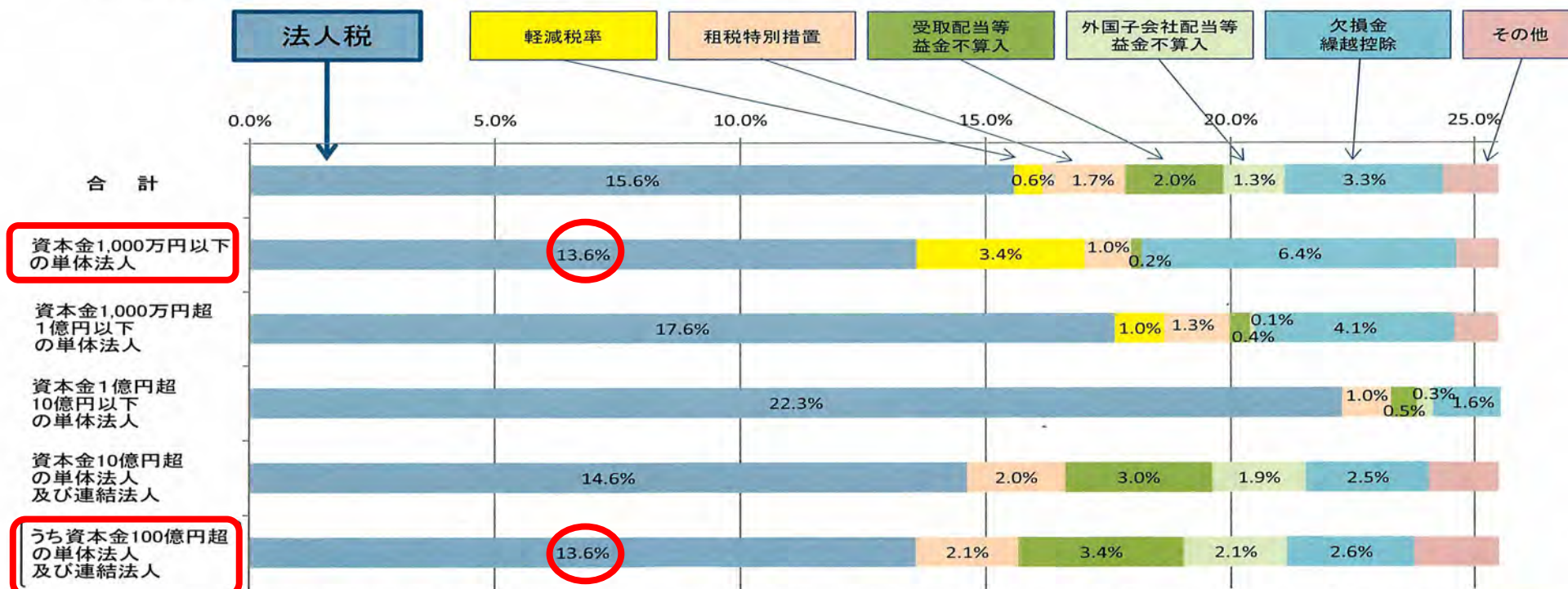
出典：財務省「一般会計税収の推移」、https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a022021年6月9日アクセス

7. 実際の実効法人税率

資本金階級別の法人税(国税)の状況(平成25年度)

(国税庁「会社標本調査」等に基づく推計)

国税庁「会社標本調査」(平成25年度)等に基づき、利益計上法人(欠損金繰越控除を適用して所得金額ゼロとなる法人を含む。)について、
 ・課税所得金額に、租税特別措置による減算額や、益金不算入とされた受取配当・外国子会社配当等を足し戻すことで、「税引前利益」を推計し、
 ・その上で、当該「税引前利益」に対する法人税の割合や、法人税制上の主な措置の影響額の割合を推計したものを。



* 受取配当等益金不算入及び外国子会社配当等益金不算入は、子会社段階で法人税が課税されることを踏まえ、二重課税を避ける観点から設けられている制度である点に、留意が必要。

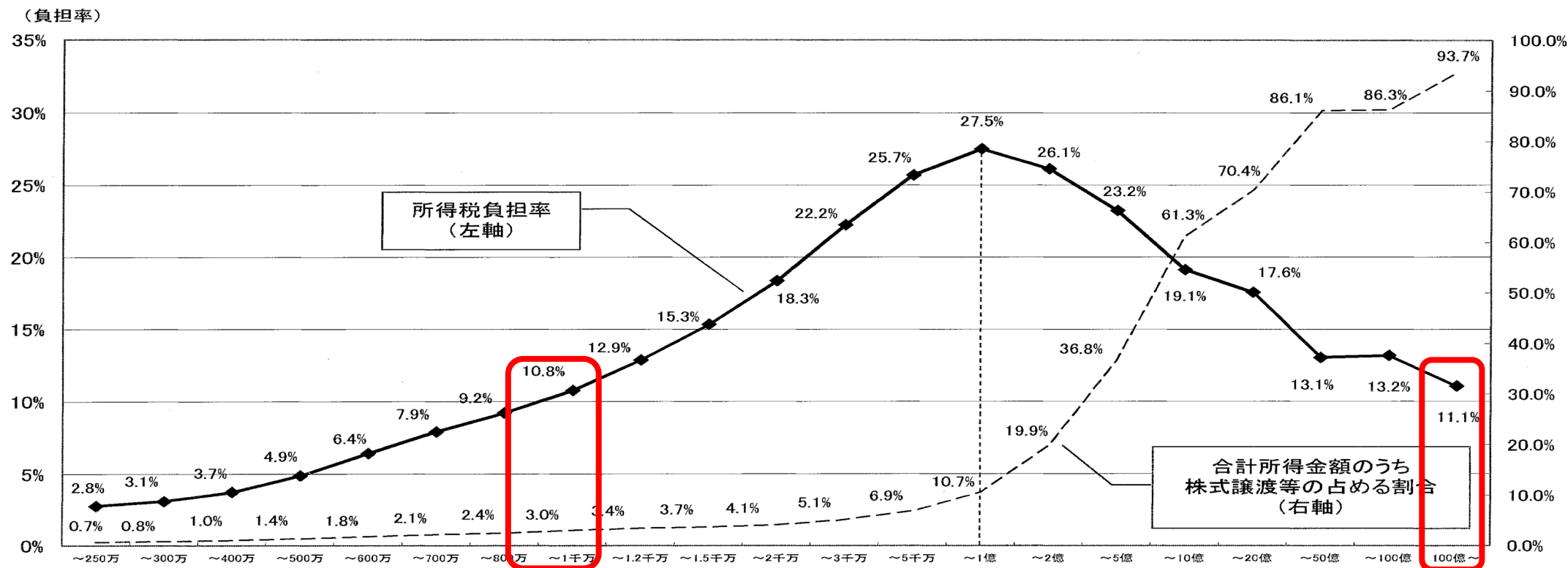
* 大法人(資本金1億円超)と中小法人(資本金1億円以下)では、利益計上法人の割合などの実態や税制上の取扱いが大きく異なっているため、法人税の負担割合を的確に比較することは困難であることに、留意が必要。

出典：玉木 雄一郎「実は高くない大企業の法人税(更新版)」2017年3月

8. 所得税率

申告納税者の所得税負担率(平成25年分)

○ 株式等の保有が高所得者層に偏っていることや、分離課税となっている金融所得に軽減していること等により、高所得層で所得税の負担率は低下。



(備考) 国税庁「平成25年分申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

(合計所得金額:円)

また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

9. 健康保険・厚生年金保険の保険料①

令和3年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率: 令和3年3月分～ 適用
- ・介護保険料率: 令和3年3月分～ 適用
- ・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
- ・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(東京都)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
等級	月額			9.84%		11.64%		18.300%※	
		円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	~	63,000	5,707.2	2,853.6	6,751.2	3,375.6		
2	68,000	63,000	~ 73,000	6,691.2	3,345.6	7,915.2	3,957.6		
3	78,000	73,000	~ 83,000	7,675.2	3,837.6	9,079.2	4,539.6		
4(1)	88,000	83,000	~ 93,000	8,659.2	4,329.6	10,243.2	5,121.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	~ 101,000	9,643.2	4,821.6	11,407.2	5,703.6	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	~ 107,000	10,233.6	5,116.8	12,105.6	6,052.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	~ 114,000	10,824.0	5,412.0	12,804.0	6,402.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	~ 122,000	11,611.2	5,805.6	13,735.2	6,867.6	21,594.00	10,797.00
28(25)	440,000	425,000	~ 455,000	43,296.0	21,648.0	51,216.0	25,608.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	~ 485,000	46,248.0	23,124.0	54,708.0	27,354.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	~ 515,000	49,200.0	24,600.0	58,200.0	29,100.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	~ 545,000	52,152.0	26,076.0	61,692.0	30,846.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	~ 575,000	55,104.0	27,552.0	65,184.0	32,592.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	~ 605,000	58,056.0	29,028.0	68,676.0	34,338.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	~ 635,000	61,008.0	30,504.0	72,168.0	36,084.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	~ 665,000	63,960.0	31,980.0	75,660.0	37,830.0	118,950.00	59,475.00

10. 健康保険・厚生年金保険の保険料②

37	710,000	695,000 ~ 730,000	69,864.0	34,932.0	82,644.0	41,322.0
38	750,000	730,000 ~ 770,000	73,800.0	36,900.0	87,300.0	43,650.0
39	790,000	770,000 ~ 810,000	77,736.0	38,868.0	91,956.0	45,978.0
40	830,000	810,000 ~ 855,000	81,672.0	40,836.0	96,612.0	48,306.0
41	880,000	855,000 ~ 905,000	86,592.0	43,296.0	102,432.0	51,216.0
42	930,000	905,000 ~ 955,000	91,512.0	45,756.0	108,252.0	54,126.0
43	980,000	955,000 ~ 1,005,000	96,432.0	48,216.0	114,072.0	57,036.0
44	1,030,000	1,005,000 ~ 1,055,000	101,352.0	50,676.0	119,892.0	59,946.0
45	1,090,000	1,055,000 ~ 1,115,000	107,256.0	53,628.0	126,876.0	63,438.0
46	1,150,000	1,115,000 ~ 1,175,000	113,160.0	56,580.0	133,860.0	66,930.0
47	1,210,000	1,175,000 ~ 1,235,000	119,064.0	59,532.0	140,844.0	70,422.0
48	1,270,000	1,235,000 ~ 1,295,000	124,968.0	62,484.0	147,828.0	73,914.0
49	1,330,000	1,295,000 ~ 1,355,000	130,872.0	65,436.0	154,812.0	77,406.0
50	1,390,000	1,355,000 ~	136,776.0	68,388.0	161,796.0	80,898.0

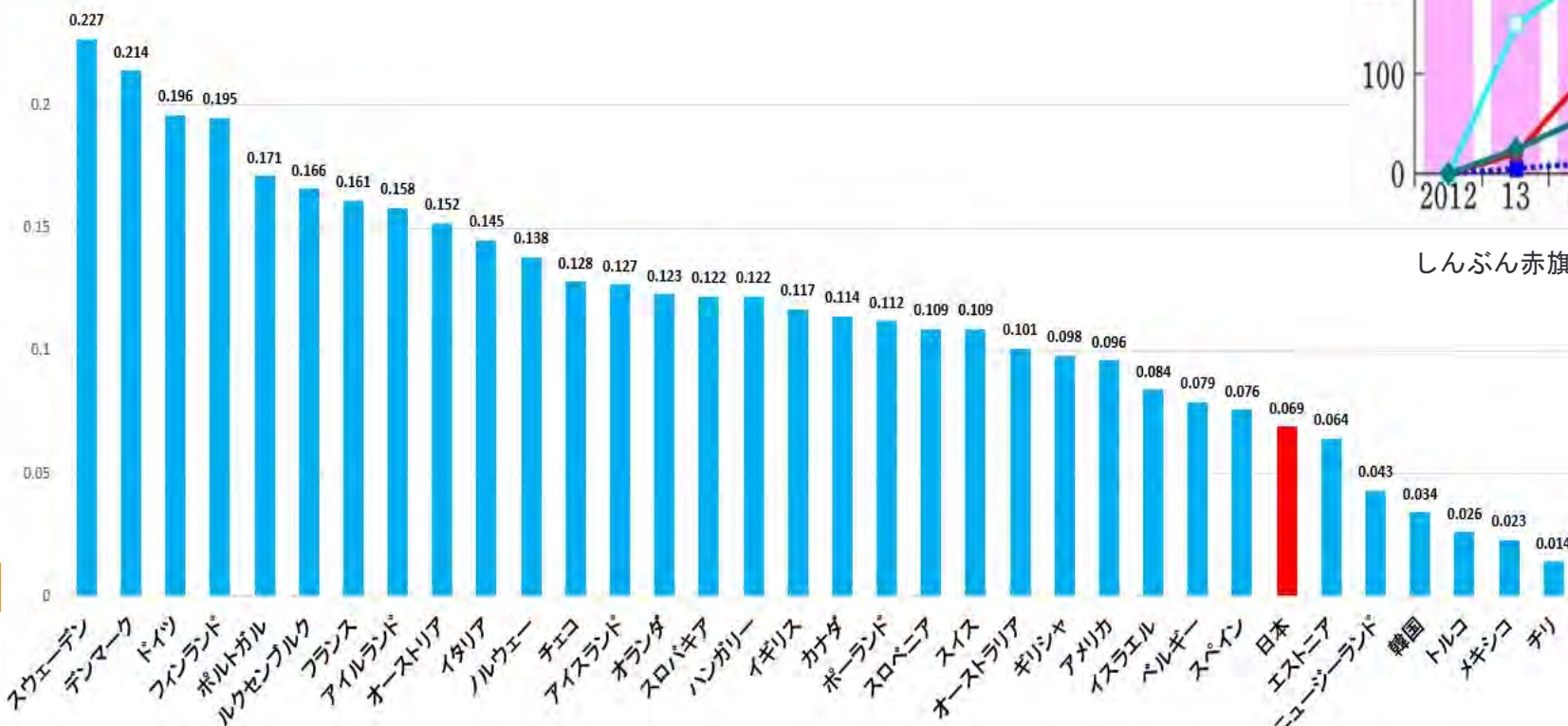
※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

出典：全国健康保険協会「令和3年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表（東京都）」、<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r03/r3ryougakuhyou3gatukara/>、2022年1月11日アクセス。

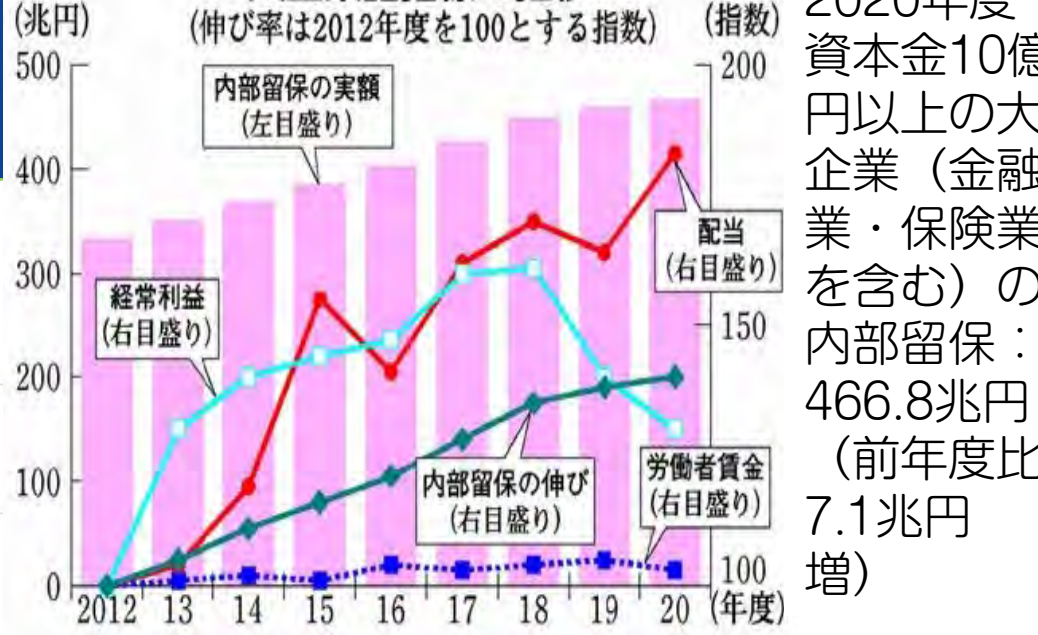
11. 富裕層優遇施策の帰結

富の再分配が極めて弱い日本、スウェーデンの3分の1以下
フランスの半分以下 税・社会保険の再分配による格差是正効果(各国2010年データ)



井上 伸「日本の税金は世界で2番目に高い? → 実際はOECD32カ国中27位でデンマークの6割と低い、日本の税金は富裕層と大企業ほど低負担の逆進税で富の再分配が極めて弱くことが最大の問題」, <http://editor.fem.jp/blog/?p=2832&>, 2021年6月8日アクセス。

大企業諸指標の推移



しんぶん赤旗『大企業の内部留保 コロナ下 7兆円増』、2021年9月3日。

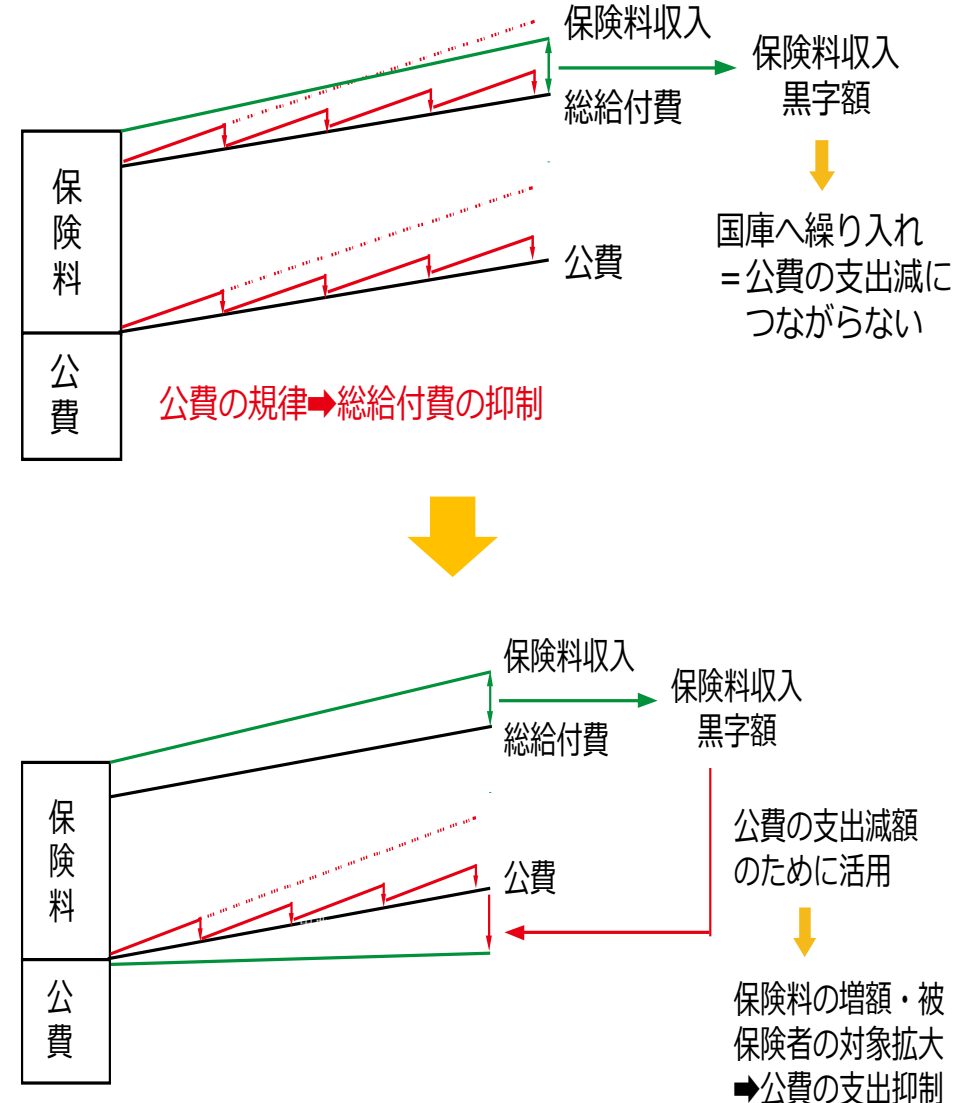
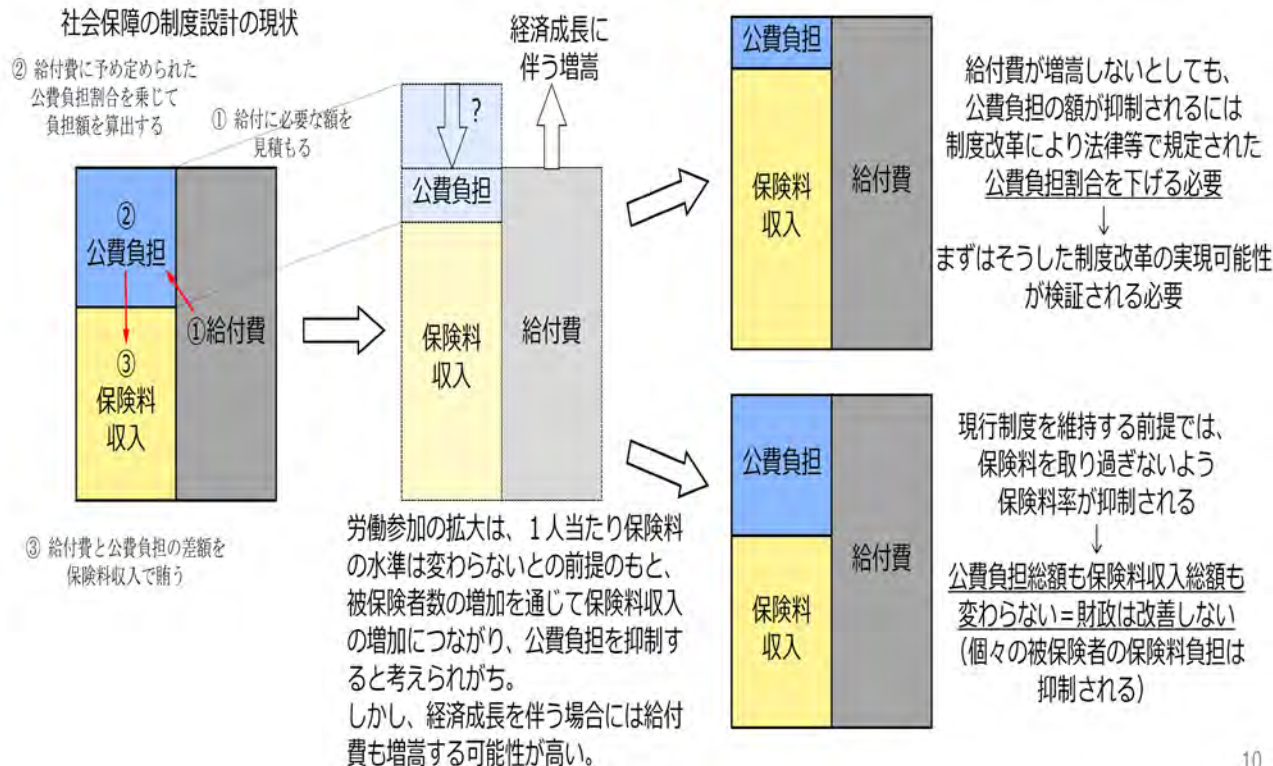
富裕層は増えるが… 国別ミリオネア数の増減

	2013年 (万人)	18年 (万人)	13~18年の増減率 (%)
米国	1,321	1,861	41
日本	265	492	85
フランス	221	322	46
ドイツ	173	253	46
英国	152	237	55
中国	112	211	88
オーストラリア	112	166	48
世界全体	3,168	4,761	50

(注) 個人の純資産額が100万ドルを超える人。2018年は予想数値
(出所) クレディ・スイスの2013年度グローバル・ウェルス・レポート

10. 財務省による支出抑制の新たな提案

- 2021年5月 財務省「財政健全化に向けた建議」
- ➡ 公費の規律に加え、社会保障給付の規律が必要



11. 新しい資本主義の本質

「第207回臨時国会 岸田首相 臨時国会所信表明」 (2021年12月)

● 三 第二の政策 新しい資本主義の実現

新自由主義的な政策については、富めるものと、富まざるものとの深刻な分断を生んだ、といった弊害が指摘されています。世界では、健全な民主主義の中核である中間層を守り、気候変動などの地球規模の危機に備え、企業と政府が大胆な投資をしていく。そうした、新しい時代の資本主義経済を模索する動きが始まっています。

今こそ、我が国も、新しい資本主義を起動し、実現していこうではありませんか。

「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」。これがコンセプトです。

成長を目指すことは、極めて重要であり、その実現に向けて全力で取り組みます。しかし、「分配なくして次の成長なし」。このことも、私は、強く訴えます。

● 七 新しい資本主義の下での分配

人への分配は、「コスト」ではなく、未来への「投資」です。

官と民が、共に役割を果たすことで、成長の果実をしっかりと分配し、消費を喚起することで、次の成長につなげます。

→ 成長に資しないと政府が考える介護・障害分野は分配（投資）の対象外

→ 全世代型社会保障構築会議の設置

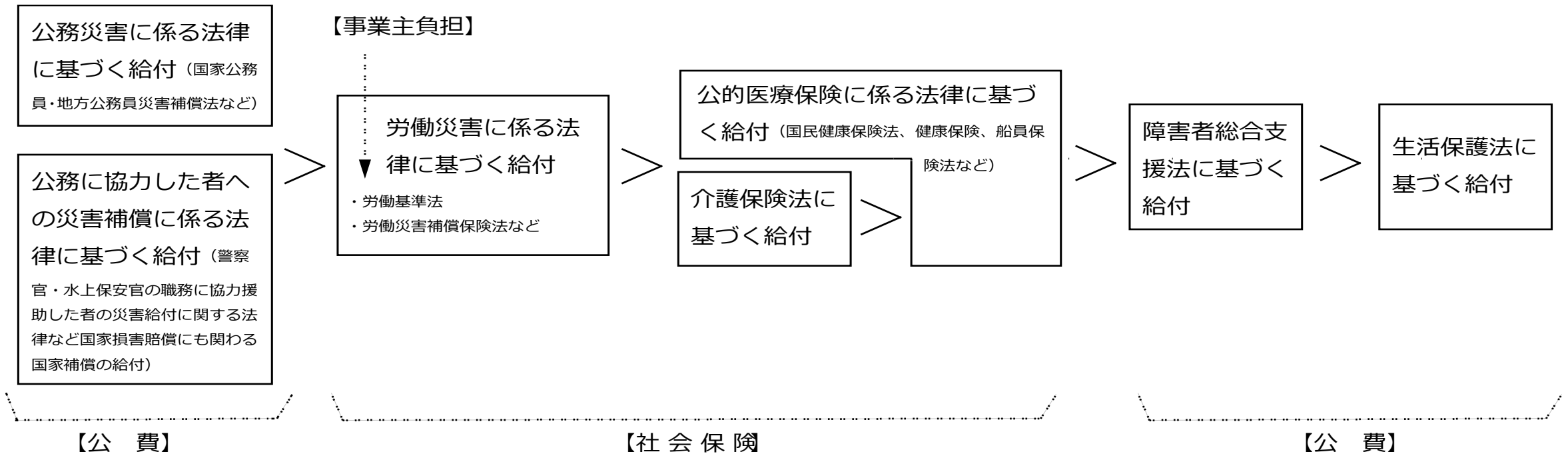
投資

1 利益を得る目的で、事業・不動産・証券などに資金を投下すること。転じて、その将来を見込んで金銭や力をつぎ込むこと。

出典：デジタル大辞泉

12. 社会保険方式 = 基本は本当か？

- 「自助・共助・公助」に法的論拠はない。
- 他法との給付調整は障害者総合支援法以外にもあるが、必ずしも社会保険方式の制度が優先されているわけではない。



13. おわりに

● なぜ天海訴訟が重要なのか？

- ・ 意向に従わない人たちへの福祉を切り捨て、障害者権利条約を無視する自治体のあり方の是正
- ・ 経済成長に資さず、利用料等を払うことが困難な人たちへの社会保障・社会福祉を切り捨てて行こうとする国の施策（公的責任の後退）へのアンチテーゼ
- ・ そのために進められている重度者への重点化を名目とした中軽度者切りへの問いかけ
- ・ 要介護者・障害者の暮らしを支えるには脆弱すぎる介護保険制度への問題提起

● いま私たちができること

- ・ より多くの人たちに声をかけ、天海訴訟の内容と問題点を学ぶこと
 - ➡天海訴訟を社会的な問題にしていくこと
- ・ 岡山市や千葉市のような対応をしないように各自治体に求めて行くこと

ありがとうございました

